

横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金交付要綱

制 定 平成 27 年 4 月 1 日 こ子第 213 号 (副市長決裁)
最近改正 令和 5 年 4 月 1 日 こ保運第 2068 号 (局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして、保護者のニーズに応じ、正規の教育時間前後に一時的な預かり保育事業を実施する幼稚園及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の設置者に補助金を交付することについて、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例によるものの他、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 幼稚園

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定するものをいう。

(2) 認定こども園

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 17 条第 1 項に規定する認可を受けたものをいう。

イ 幼稚園型認定こども園

認定こども園法第 3 条第 1 項に規定する認定を受けた幼稚園又は同条第 3 項の認定を受けた連携施設をいう。

ウ 保育所型認定こども園

認定こども園法第 3 条第 1 項に規定する認定を受けた保育所をいう。

エ 地方裁量型認定こども園

認定こども園法第 3 条第 1 項に規定する認定を受けた保育機能施設をいう。

(3) 預かり保育

幼稚園等が在園児に対し、教育課程に係る教育時間の前後又は休業日（長期休業日を含む。）に保育を行うことをいう。

(4) 預かり保育実施時間等

教育課程における教育時間及び預かり保育の実施時間を合計した時間をいう。ただし、休業日（長期休業日を含む。）においては、預かり保育の実施時間のみをいう。

(5) 専任担当職員

預かり保育を専任担当し、保育士資格又は幼稚園教諭免許状を有するか、次のいずれかにあてはまる者をいう。ただし、公定価格や私学助成経常費補助の対象となる職員は含まない。また、イからオまでに掲げるものを配置する場合には、園内研修を定期的実施することなどより、当該事業に従事する上で必要な知識・技術等を十分に身に付けさせることとする。

ア 市町村長等が行う研修を修了した者

イ 小学校教諭普通免許状を有する者

ウ 養護教諭普通免許状を有する者

エ 幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者

オ 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 10 条第 1 項又は第 11 条第 4 項の規定により免許状が失効した者を除く。）

(6) 特別な支援を要する児童

次のいずれかにあてはまる児童をいう。

- ア 「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」(平成 27 年 4 月こ保運第 3729 号) 第 3 条第 1 項第 1 号から第 4 号に定める児童
- イ 「横浜市私立幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱」(平成 13 年 3 月 30 日 教私第 288 号) 第 2 条第 3 項に定める「私立幼稚園特別支援教育費補助」の対象となった児童

(補助対象事業)

第 3 条 この補助金の対象事業は、幼稚園等が実施する預かり保育のうち、次の各号をとともに満たすものとする。

- (1) 当該年度における課業日の半分以上の日数において実施するもの。長期休業日(長期休業期間のうち、職員が通常勤務する平日等)に実施する場合は 10 日以上、休日(課業日及び長期休業日以外の日)に実施する場合は 19 日以上当該年度において行うもの。なお、いずれの場合も、職員配置等の体制を整えていたにもかかわらず、利用者がなかった日は、実施した日として取り扱うものとする。
- (2) 預かり保育実施時間等が 1 日 8 時間以上(平日については教育時間を含む。)であるもの

(補助対象経費及び補助額)

第 4 条 補助の対象とする経費は、預かり保育の実施に要する人件費及び運営費とする。

- 2 交際費、慶弔費、懇親会費並びに直接事業と関連のない修繕費、備品購入費及び食糧費等の経費については、本補助金の対象外とする。
- 3 前条に定める事業のうち、預かり保育実施時間等が 1 日 9 時間以上である幼稚園等は、長時間加算単価の適用を受け、補助金の加算を申請することができる。ただし、長期休業日に預かり保育を実施する幼稚園等については、利用対象児童が長期休業日に 1 日 4 時間を超えて利用した場合に、長時間加算単価の適用を受け、補助金の加算を申請することができる。
- 4 補助金の額は、別表 1 に定める利用児童数等に応じた単価に基づいた額とする。
- 5 就労支援型加算については、次の各号のすべてに該当する場合に適用する。
 - (1) 横浜市内に設置されている幼稚園及び認定こども園であること。
 - (2) 長期休業日において、第 3 条で規定する実施日数及び実施時間を満たし、当該事業を実施していること。なお、預かり保育を実施する日において、職員配置等の体制を整えていたにもかかわらず、利用者がなかった日及び 8 時間未満の利用者しかいなかった日も、実施した日として取り扱うものとする。
 - (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令 39 号) 第 42 条に規定されている連携施設であること。
 - (4) 当該事業の事務を本務として担当する職員を追加で配置すること。

(利用対象児童)

第 5 条 この事業の利用対象児童は、教育課程にかかる教育時間に当該幼稚園等を利用する、横浜市内に住民登録を有する園児とする。

(保護者負担)

第 6 条 幼稚園等は、この事業の実施にあたって、保護者に利用料及び必要に応じて実費負担を求めることができる。

(実施環境)

第 7 条 幼稚園等は、この事業を実施する際、園舎内の保育室等を利用し、利用児童 1 人あたり 1.98 m²以上のスペースを確保しなくてはならない。

- 2 施設の区分に応じ、児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号) 第 36 条の 35 第 2 号のイ、ニ及

びホに定める設備及び教育に関する基準を遵守しなくてはならない。

(職員配置)

- 第8条 幼稚園等は、この事業の実施にあたって、利用児童の年齢に応じ、3歳児20人に対して1人以上、4歳以上児30人に対して1人以上の専任担当職員を配置しなくてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、専任担当職員は2人以上配置しなくてはならない。ただし、前項の配置基準による必要人数が1人の場合であって、専任担当職員以外の保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する幼稚園等の職員から支援を受けられる場合は、この限りではない。
 - 3 従事者のうち3分の1以上は、保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する者とする。

(交付申請)

- 第9条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。
- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金交付申請書(第1号様式)を用いなければならない。
 - 3 補助金規則第5条第2項の規定により前項の申請書に添付する書類は、次の各号に規定する様式を用いなければならない。
 - (1) 補助金規則第5条第2項第1号に基づく書類
横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金事業計画書(第2号様式)
 - (2) 補助金規則第5条第2項第3号に基づく書類
横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金収支予算書(第3号様式)
 - 4 この補助金の交付決定後の事情の変更により、内容を変更して再度交付申請を行う場合の手続きには、横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金変更交付申請書(第1号様式の2)を用いなければならない。

(交付決定通知)

- 第10条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により行うものとする。
- 2 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金不交付決定通知書(第5号様式)により行なうものとする。
 - 3 前条第4項に定める変更交付申請に対する交付決定は、横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金変更交付決定通知書(第4号様式の2)により行うものとする。

(申請の取下げ)

- 第11条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日後の日とする。

(実績報告)

- 第12条 補助金規則第14条第1項1号により設置者は補助事業等が完了したときに、速やかに横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金実績報告書(第6号様式)、に横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金実績明細書(第7号様式)、横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金収支計算書(第8号様式)を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定通知)

- 第13条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金確定通知書(第9号様式)により行うものとする。

(補助金交付の請求)

- 第14条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市私立幼稚園等一時預か

り保育事業補助金請求書（第 10 号様式）により行わなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 15 条 幼稚園等は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 11 号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。なお、幼稚園等の運営事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付することとする。

（補助金に関する調査）

第 16 条 市長は、補助金の執行状況について必要があると認めるときは、設置者に対して報告を求め、又は職員をして調査させることができる。

（関係書類の保存期間）

第 17 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

（委任）

第 18 条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は平成 28 年 11 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は平成 30 年 2 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金交付要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金交付要綱の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の補助金請求に係るものから適用する。

別表1 (第4条第3項)

<p>1 基本分単価（課業日の平日及び長期休業日で、職員が通常勤務する日に適用）※特別な支援を要する児童を除く</p> <p>(1) 年間延べ利用児童数（課業日及び長期休業日）が2,000人超の施設（児童1人当たり日額）</p> <p>①課業日 400円</p> <p>②長期休業日（8時間未満） 400円</p> <p>③長期休業日（8時間以上） 800円</p> <p>(2) 年間延べ利用児童数（課業日及び長期休業日）が2,000人以下の施設（児童1人当たり日額）</p> <p>①課業日（1,600千円÷年間延べ利用人数(課業日)）－400円（10円以下切り捨て）</p> <p>②長期休業日（8時間未満） 400円</p> <p>③長期休業日（8時間以上） 800円</p>																							
<p>2 休日分単価（土日祝日等に実施する場合に適用）※特別な支援を要する児童を除く</p> <p>800円（児童1人当たり日額）</p>																							
<p>3 長時間加算単価（課業日及び休日）※特別な支援を要する児童を除く</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>預かり保育実施時間等</th> <th>対象児童</th> <th>対象児童1人当たり日額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 1日9時間以上</td> <td>8時間超え10時間未満利用した児童</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>(2) 1日10時間以上</td> <td>10時間以上11時間未満利用した児童</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>(3) 1日11時間以上</td> <td>11時間以上利用した児童</td> <td>450円</td> </tr> </tbody> </table>			預かり保育実施時間等	対象児童	対象児童1人当たり日額	(1) 1日9時間以上	8時間超え10時間未満利用した児童	150円	(2) 1日10時間以上	10時間以上11時間未満利用した児童	300円	(3) 1日11時間以上	11時間以上利用した児童	450円									
預かり保育実施時間等	対象児童	対象児童1人当たり日額																					
(1) 1日9時間以上	8時間超え10時間未満利用した児童	150円																					
(2) 1日10時間以上	10時間以上11時間未満利用した児童	300円																					
(3) 1日11時間以上	11時間以上利用した児童	450円																					
<p>4 長時間加算単価（長期休業日）※特別な支援を要する児童を除く</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>預かり保育実施時間等</th> <th>対象児童</th> <th>対象児童1人当たり日額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 1日8時間以上</td> <td>4時間超え6時間未満利用した児童</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>(2) 1日8時間以上</td> <td>6時間以上7時間未満利用した児童</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>(3) 1日8時間以上</td> <td>7時間以上8時間未満利用した児童</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>(4) 1日9時間以上</td> <td>8時間超え10時間未満利用した児童</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>(5) 1日10時間以上</td> <td>10時間以上11時間未満利用した児童</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>(6) 1日11時間以上</td> <td>11時間以上利用した児童</td> <td>450円</td> </tr> </tbody> </table>			預かり保育実施時間等	対象児童	対象児童1人当たり日額	(1) 1日8時間以上	4時間超え6時間未満利用した児童	100円	(2) 1日8時間以上	6時間以上7時間未満利用した児童	200円	(3) 1日8時間以上	7時間以上8時間未満利用した児童	300円	(4) 1日9時間以上	8時間超え10時間未満利用した児童	150円	(5) 1日10時間以上	10時間以上11時間未満利用した児童	300円	(6) 1日11時間以上	11時間以上利用した児童	450円
預かり保育実施時間等	対象児童	対象児童1人当たり日額																					
(1) 1日8時間以上	4時間超え6時間未満利用した児童	100円																					
(2) 1日8時間以上	6時間以上7時間未満利用した児童	200円																					
(3) 1日8時間以上	7時間以上8時間未満利用した児童	300円																					
(4) 1日9時間以上	8時間超え10時間未満利用した児童	150円																					
(5) 1日10時間以上	10時間以上11時間未満利用した児童	300円																					
(6) 1日11時間以上	11時間以上利用した児童	450円																					
<p>5 特別な支援を要する児童分単価</p> <p>児童1人当たり日額4,000円</p> <p>※特別な支援を要する児童が利用する際に、職員配置基準に基づく職員配置以上に教育・保育従事者を配置する場合に、当該児童に単価を適用する。</p>																							
<p>6 就労支援型加算</p> <p>年額1,383,200円</p> <p>※ただし、次の(4)に規定する職員の配置月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が6月に満たない場合は、年額691,600円とする。</p> <p>以下の要件をすべて満たす場合に、加算を適用する。</p> <p>(1) 横浜市内に設置されている私立幼稚園及び認定こども園であること。</p> <p>(2) 長期休業日において、第3条で規定する実施日数及び実施時間を満たし、当該事業を実施していること。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令39号）第42条に規定されている連携施設であること。</p> <p>(4) 当該事業の事務を本務として担当する職員を追加で配置すること。</p>																							
<p>7 上限額</p> <p>補助の総額（1施設当たり年額）は、10,223,000円を上限額とする。</p>																							

年 月 日

年度 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金
交付申請書

横浜市 長

法人所在地 _____
法人名 _____
法人代表者職氏名 _____

横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

補助金の交付にあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日 横浜市規則第139条）及び横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金交付要綱を遵守します。

1 園名 _____

2 交付申請金額 _____ 円

3 添付書類

- (1) 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金 事業計画書（第2号様式）
- (2) 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金 収支予算書（第3号様式）
- (3) 専任担当職員名簿（別紙1）
- (4) 就労支援型加算適用申請書（別紙2） ※適用を希望する場合のみ提出
- (5) 利用者向けパンフレット（預かり保育実施時間が分かるもの）

年 月 日

年度 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金
変更交付申請書

横浜市 長

法人所在地 _____
法人名 _____
法人代表者職氏名 _____

先に交付決定を受けた横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金の補助対象事業費に変更がありましたので、次のとおり申請します。

補助金の交付にあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日 横浜市規則第139条）及び横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金交付要綱を遵守します。

1 園名 _____

2 交付申請金額 _____ 円

3 添付書類

- (1) 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金 事業計画書（第2号様式）
- (2) 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金 収支予算書（第3号様式）
- (3) 専任担当職員名簿（別紙1）
- (4) 就労支援型加算適用申請書（別紙2） ※適用を希望する場合のみ提出
- (5) 利用者向けパンフレット（預かり保育実施時間が分かるもの）

年度 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金
専任担当職員名簿

園名 _____

1 専任担当職員

職員氏名	資格証等の氏	生年月日	常勤・非常勤の別	資格の種類	担当期間
			常勤・非常勤		
			常勤・非常勤		
			常勤・非常勤		
			常勤・非常勤		
			常勤・非常勤		
			常勤・非常勤		
			常勤・非常勤		
			常勤・非常勤		

2 添付書類

(1) 資格証、免許状又は研修修了証等の写し

注1) 専ら一時預かり保育に従事する職員を記入してください。

注2) 上記名簿に記載した職員が、一時預かり保育実施時間以外の時間帯に教育・保育活動を行うことや、他の事業に従事することは妨げません。ただし、公定価格において必要教員として二重計上するなど公費の二重請求とならないようご対応ください。

注3) 上記の専任担当職員に変更が生じた場合、当名簿に加筆、担当期間を明記の上、再提出してください。

注4) 職員の氏が資格証等の取得時から変わっている場合は、「資格証等の氏」欄に、資格証等取得時の氏を記載してください。

年度 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金
就労支援型加算適用申請書

園名 _____

1 事務担当職員

職員氏名	生年月日	常勤・非常勤の別	担当期間
		常勤・非常勤	～
		常勤・非常勤	～
		常勤・非常勤	～
		常勤・非常勤	～
		常勤・非常勤	～
		常勤・非常勤	～
		常勤・非常勤	～
		常勤・非常勤	～

2 連携している特定地域型保育事業者

施設名	住所	連携開始（変更）日

3 添付書類

(1) 特定地域型保育事業者と締結した連携に関する覚書等の写し

- 注1) 当該事業の事務を本務として担当する職員を記入してください。
理事長、園長、役員及び別紙1に記載した職員は記載できません。
- 注2) 課業日及び長期休業日ともに、預かり保育実施時間等が8時間以上実施の場合に加算が適用されま
課業日の半数以上、長期休業日は10日以上預かり保育を実施する必要があります。
- 注3) 公定価格及び私学助成経常費補助の対象となる職員は記入できません。
- 注4) 上記の事務担当職員に変更が生じた場合、加筆、担当期間を明記の上、当名簿を再提出してください

年度 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金
事業計画書

園名 _____

1 事業概要

事業実施期間		年 月から		年 月まで	
課業日等の日数及び一時預かり保育実施日数	課業日等の日数 (※1)	うち一時預かり 保育実施日数	必要実施日数		
	課業日	日	日	課業日の半分以上	
	長期休業日	日	日	10日以上	
	休日	日	日	19日以上	
※1 課業日、長期休業日、休日の日数の合計が365日(閏年は366日)になるようにしてください。					
<p>課業日：園で教育を提供する日 ※週休日(土曜日)等に職員が通常勤務しており、預かり保育を実施する場合を含む。</p> <p>長期休業日：長期休業期間のうち、職員が通常勤務を行う日 ※週休日(土曜日)等に職員が通常勤務しており、預かり保育を実施する場合を含む。</p> <p>休日：課業日、長期休業日以外の日(週休日(土曜日)等、職員が通常勤務を行わない日)</p> <p>預かり保育実施時間等：教育時間及び預かり保育の実施時間を合計した時間(長期休業日及び休日においては、預かり保育の実施時間のみ)をいう。</p>					
預かり保育実施時間等 (実施時間は8時間以上必要です。)	課業日	時から	時まで	時間	
	(うち教育時間)	時から	時まで		
	長期休業日	時から	時まで	時間	
	休日	時から	時まで	時間	
【横浜市在住児童のみ】 年間延べ利用見込み児童数	課業日 ※特別な支援を要する児童を除く。		人	①	
	(うち8時間以下利用児童数)		人		
	(うち8時間超10時間未満利用児童数)		人	②	
	(うち10時間以上11時間未満利用児童数)		人	③	
	(うち11時間以上利用児童数)		人	④	
	長期休業日 ※特別な支援を要する児童を除く。		人		
	8時間未満児童数		人	⑤	
	(うち4時間超6時間未満利用児童数)		人	⑥	
	(うち6時間以上7時間未満利用児童数)		人	⑦	
	(うち7時間以上8時間未満利用児童数)		人	⑧	
	8時間以上利用児童数		人	⑨	
	(うち8時間超え10時間未満利用児童数)		人	⑩	
	(うち10時間以上11時間未満利用児童数)		人	⑪	
	(うち11時間以上利用児童数)		人	⑫	
	休日 ※特別な支援を要する児童を除く。		人	⑬	
	(うち8時間以下利用児童数)		人		
	(うち8時間超10時間未満利用児童数)		人	⑭	
(うち10時間以上11時間未満利用児童数)		人	⑮		
(うち11時間以上利用児童数)		人	⑯		
特別な支援を要する児童		人	⑰		
【横浜市外在住児童含む】 年間延べ利用見込み児童数(課業日のみ) ※特別な支援を要する児童を除く。		人	⑱		
【横浜市外在住児童含む】 年間延べ利用見込み児童数(課業日及び長期休業日) ※特別な支援を要する児童を除く。		人	⑲		
【横浜市内の幼稚園・認定こども園に適用】 事務職員配置6か月以上		有 ・ 無	⑳		
就労支援型加算 事務職員配置1か月以上6か月未満		有 ・ 無	㉑		

2 交付申請金額

【基本分単価】 円
 (児童1人あたり日額)

⑰ > 2000の場合：400円

⑰ ≤ 2000の場合：(1600千円 ÷ ⑰) - 400円 (10円未満切り捨て)

項目	単価	年間延べ利用児童数	補助対象額	
(1) 基本分 (課業日実施分)	円/回 ×	人 ① =	円	A
(2) 基本分 (長期休業日8時間未満利用分)	400 円/回 ×	人 ⑤ =	円	B
基本分 (長期休業日8時間以上利用分)	800 円/回 ×	人 ⑨ =	円	C
(3) 休日分 (休日実施分)	800 円/回 ×	人 ⑬ =	円	D
(4) 長時間加算分				
(うち課業日分単価適用)	150 円/回 ×	人 ② =	円	E
	300 円/回 ×	人 ③ =	円	F
	450 円/回 ×	人 ④ =	円	G
(うち長期休業日分単価適用)	100 円/回 ×	人 ⑥ =	円	H
	200 円/回 ×	人 ⑦ =	円	I
	300 円/回 ×	人 ⑧ =	円	J
	150 円/回 ×	人 ⑩ =	円	K
	300 円/回 ×	人 ⑪ =	円	L
	450 円/回 ×	人 ⑫ =	円	M
	(うち休日分単価適用)	150 円/回 ×	人 ⑭ =	円
	300 円/回 ×	人 ⑮ =	円	O
	450 円/回 ×	人 ⑯ =	円	P
(5) 特別な支援を要する児童分	4,000 円/回 ×	人 ⑰	円	Q
(6) 就労支援型加算			円	R
事務職員配置 6か月以上	年額 1,383,200円	⑳	円	
事務職員配置 1か月以上6か月未満	年額 691,600円	㉑	円	
合計 A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R			円	

3 1時間あたり利用料

※別添による提出も可能です。

※時期や時間帯によって利用料が異なる場合には、一番高い金額を記入してください。

年度 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金
収支予算書

園名 _____

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 横浜市補助金収入	_____ 円	I 人件費	_____ 円
		専任担当職員分	_____ 円
		事務担当職員分	_____ 円
		その他	_____ 円
		II 教材費	_____ 円
II 利用料収入	_____ 円	III おやつ代	_____ 円
III その他収入	_____ 円	IV その他支出	_____ 円
【主な内容】	_____ 円	【主な内容】	_____ 円
	_____ 円		_____ 円
合 計	_____ 円	合 計	_____ 円

注1) 横浜市補助金収入金額は、第1号様式又は第1号様式の2及び第2号様式の交付申請額と一致させてください。

注2) 横浜市補助金収入と利用料収入の合計額が支出金額を上回る場合、補助金交付決定額は減額となります。

(法人所在地)

(法人名)

(法人代表者職氏名) 様

横浜市 長

年度 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金
交付決定通知書

先に申請のありました 年度横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金については、
次のとおり条件をつけて交付することを決定しましたので、通知します。

1 園名

2 補助金交付決定額

円

【内訳】

(1) 課業日分

円

(2) 長期休業日分

円

(3) 休日分

円

(4) 長時間加算分

円

(5) 特別な支援を要する児童分

円

(6) 就労支援型加算分

円

(7) 減額

円

3 交付条件

- (1) 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金交付要綱、横浜市補助金等の交付に関する規則の定めに従ってください。
- (2) 交付決定額は、申請時の見込みに基づき算出しています。実績報告後、補助金額を確定しますので、事業完了後、速やかに横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金実績報告書を提出してください。
- (3) 横浜市私立幼稚園等一時預かり事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告及び返還を行ってください。

4 交付時期

(法人所在地)
(法人名)
(法人代表者職氏名)様

横浜市 長

年度 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金
変更交付決定通知書

先に変更交付申請のありました 年度横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金については、次のとおり交付額を変更し、条件をつけて交付することを決定しましたので、通知します。

1 園名 _____

2 補助金変更交付決定額 _____ 円 (変更前: _____ 円)

【内訳】

(1) 課業日分	_____	円
(2) 長期休業日分	_____	円
(3) 休日分	_____	円
(4) 長時間加算分	_____	円
(5) 特別な支援を要する児童分	_____	円
(6) 就労支援型加算分	_____	円
(7) 減額	_____	円

3 交付条件

- (1) 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金交付要綱、横浜市補助金等の交付に関する規則の定めに従ってください。
- (2) 交付決定額は、申請時の見込みに基づき算出しています。実績報告後、補助金額を確定しますので、事業完了後、速やかに横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金実績報告書を提出してください。
- (3) 横浜市私立幼稚園等一時預かり事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告及び返還を行ってください。

4 交付時期

(法人所在地)

(法人名)

(法人代表者職氏名) 様

横浜市 長

年度 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金
不交付決定通知書

先に申請のありました 年度横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金については、次のとおり不交付とすることを決定しましたので、通知します。

1 園名

2 不交付の理由

年 月 日

横 浜 市 長

法人所在地 _____

法 人 名 _____

法人代表者職氏名 _____

年度 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金
実績報告書

先に交付決定を受けた横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業の実績について、次のとおり報告します。

1 園名

2 補助金交付対象額

_____ 円

3 補助対象経費

_____ 円

4 添付書類

(1) 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金実績明細書 (第7号様式)

(2) 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金収支計算書 (第8号様式)

(3) 特別な支援を要する児童名簿 (別紙3) ※該当児童がいる場合のみ提出

特別な支援を要する児童名簿

園名 _____

内容確認後、☑をしてください。

<input type="checkbox"/> 下記に記載の特別な支援を要する児童の一時預かり保育時に、職員配置基準以上の職員を配置しています。					
	児童氏名	フリガナ	生年月日	※該当する事由	年間延べ利用日数
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
				合計(日数)	

※該当する事由

- (1) 障害児保育教育対象児童(身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童又は判定機関等の診断により、区福祉保健センター長が特に認めた児童)
- (2) 特別支援保育教育対象児童
- (3) 被虐待児保育教育対象児童
- (4) 医療的ケア対象児童
- (5) 横浜市私立幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱(別表)の1から7までに該当するもの
 - 1 視機能に障害があり、環境への適応が困難である。
 - 2 聴機能に障害があり、通常の話し声などを十分に聞き取ることが困難である。
 - 3 精神の発達に遅滞があり、社会的適応に欠けることがある。
 - 4 肢体の機能に障害があり、日常生活動作などに困難を伴う。
 - 5 病弱や虚弱で、医療または生活規制を必要とすることがある。
 - 6 ことばに障害があり、通常の会話に困難を伴う。
 - 7 情緒の発達に遅滞があり、集団生活に十分な適応ができない。

(2) 長期休業日 ※特別な支援を要する児童を除く。
 ※年度内の実施日数(イ)が10日以上の場合にのみ記入

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期計
実施日数(日)							
【横浜市内児のみ】							
延べ利用児童数(人)							
8時間未満利用児童数(人)							
うち4時間超6時間未満利用児童数(人)							
うち6時間以上7時間未満利用児童数(人)							
うち7時間以上8時間未満利用児童数(人)							
8時間以上利用児童数(人)							
うち8時間超え10時間未満利用児童数(人)							
うち10時間以上11時間未満利用児童数(人)							
うち11時間以上利用児童数(人)							
【横浜市外児含む】							
延べ利用児童数(人)							

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
実施日数(日)							
【横浜市内児のみ】							
延べ利用児童数(人)							
8時間未満利用児童数(人)							⑥
うち4時間超6時間未満利用児童数(人)							⑦
うち6時間以上7時間未満利用児童数(人)							⑧
うち7時間以上8時間未満利用児童数(人)							⑨
8時間以上利用児童数(人)							⑩
うち8時間超え10時間未満利用児童数(人)							⑪
うち10時間以上11時間未満利用児童数(人)							⑫
うち11時間以上利用児童数(人)							⑬
【横浜市外児含む】							⑭
延べ利用児童数(人)							

(3) 休日 ※特別な支援を要する児童を除く。
 ※年度内の実施日数(ウ)が19日以上の場合にのみ記入

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期計
実施日数(日)							
【横浜市内児のみ】							
延べ利用児童数(人)							
うち8時間以下利用児童数(人)							
うち8時間超10時間未満利用児童数(人)							
うち10時間以上11時間未満利用児童数(人)							
うち11時間以上利用児童数(人)							

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
実施日数(日)							
【横浜市内児のみ】							
延べ利用児童数(人)							
うち8時間以下利用児童数(人)							
うち8時間超10時間未満利用児童数(人)							⑮
うち10時間以上11時間未満利用児童数(人)							⑯
うち11時間以上利用児童数(人)							⑰

(4) 特別な支援を要する児童分

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期計
【横浜市内児のみ】							
延べ利用児童数(人)							

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
【横浜市内児のみ】							
延べ利用児童数(人)							⑱

3 補助金交付対象額

【基本分単価】 円/回 (⑤+④) > 2000の場合：400円
 (児童1人あたり日額) (⑤+④) ≤ 2000の場合：(1600千円 ÷ ⑤) - 400円 (10円未満切り捨て)

項目	単価	年間延べ利用者数	補助対象額	
(1) 基本分（課業日実施分）	円/回 ×	人 ① =	円	A
(2) 基本分（長期休業日8時間未満利用分）	400 円/回 ×	人 ⑥ =	円	B
基本分（長期休業日8時間以上利用分）	800 円/回 ×	人 ⑩ =	円	C
(3) 休日分（休日実施分）	800 円/回 ×	人 ⑮ =	円	D
(4) 長時間加算分				
（うち課業日分単価適用）	150 円/回 ×	人 ② =	円	E
	300 円/回 ×	人 ③ =	円	F
	450 円/回 ×	人 ④ =	円	G
（うち長期休業日分単価適用）	100 円/回 ×	人 ⑦ =	円	H
	200 円/回 ×	人 ⑧ =	円	I
	300 円/回 ×	人 ⑨ =	円	J
	150 円/回 ×	人 ⑪ =	円	K
	300 円/回 ×	人 ⑫ =	円	L
	450 円/回 ×	人 ⑬ =	円	M
	（うち休日分単価適用）	150 円/回 ×	人 ⑯ =	円
	300 円/回 ×	人 ⑰ =	円	O
	450 円/回 ×	人 ⑱ =	円	P
(5) 特別な支援を要する児童分	4,000 円/回 ×	人 ⑲ =	円	Q
(6) 就労支援型加算	※6か月以上	年額 1,383,200円	円	R
	※事務職員配置期間 ※1か月以上6か月未満	年額 691,600円	円	
合計 A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+L+M+N+O+P+Q+R			円	

年度 私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金
収支計算書

園名 _____

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 横浜市補助金収入	_____ 円	I 人件費	_____ 円
		専任担当職員分	_____ 円
		事務担当職員分	_____ 円
減額	(_____ 円)	その他	_____ 円
		II 教材費	_____ 円
II 利用料収入	_____ 円	III おやつ代	_____ 円
III その他収入	_____ 円	IV その他支出	_____ 円
【主な内容】	_____ 円	【主な内容】	_____ 円
	_____ 円		_____ 円
合 計	_____ 円	合 計	_____ 円

注) 横浜市補助金収入と利用料収入の合計額が支出金額を上回る場合、補助金交付決定額は減額となります。

(法人所在地)

(法人名)

(法人代表者職氏名) 様

横浜市 長

年度 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金
確定通知書

先に交付決定した 年度横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金については、実績報告に基づき、交付額を次のとおり確定したので通知します。

1 園名

2 補助金交付確定額

_____ 円

年度 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金
請求書

円

年度横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

横 浜 市 長

法人所在地 _____

法 人 名 _____

法人代表者職氏名 _____

園名 _____

振込先金融機関

銀 行 名	
支 店 名	
口 座 の 種 類	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	

本件振込みについては上記名義人宛振込願います。

設置者名（法人名） _____

代 表 者 名 _____ (印)

(留意事項) 請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

年 月 日

横 浜 市 長

法人所在地 _____
法 人 名 _____
法人代表者職氏名 _____
園 名 _____

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

先に交付決定を受けた横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金交付要綱第13条に基づく補助金の確定額

_____ 円

- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金返還相当額）

_____ 円

- 3 添付書類
(1) 積算内訳報告書
(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写）
(3) 課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写）